

相武国道事務所管内道路照明施設整備等

P F I 事業

要求水準書

令和 8 年 8 月

国土交通省 関東地方整備局

目 次

第 1	総則	1
1	要求水準書の位置づけ	1
2	用語の定義	1
3	適用範囲	1
4	事業対象区域	1
5	事業の目的	1
6	事業の概要	2
7	業務の内容	2
8	打合せ	3
9	秘密の保持	3
1 0	個人情報の取り扱いについて	3
1 1	遵守すべき法令等	5
1 2	適用基準	6
1 3	業務の監視	7
1 4	施工管理	7
1 5	施工体制の点検	8
1 6	施工体制台帳	8
1 7	工事中の安全確保	8
1 8	不具合等発生時の措置	10
1 9	工事書類の作成	10
2 0	工事完成図書の納品	10
2 1	ウイルス対策	11
2 2	設計図書の照査	11
2 3	設計変更等	11
2 4	工事現場における説明性の向上	11
2 5	交通誘導警備員の資格	12
2 6	路上工事の縮減等	12
2 7	交通規制日数の報告	12
2 8	建設リサイクル法第 11 条通知の徹底	12
2 9	環境対策	12
3 0	環境対策（建設機械の使用）	13
3 1	ディーゼル車排ガス規制に適合した車両の使用	13
3 2	交通安全管理・工事現場管理	13
3 3	通行許可等	13
3 4	工事工程クリティカルパスの共有	14

3 5	熱中症対策に資する現場管理費の補正.....	14
3 6	現場環境改善（快適トイレの設置）	15
3 7	ワンデーレスポンス対象工事	16
3 8	建設現場における遠隔臨場の実施	16
3 9	デジタル工事写真の黒板情報電子化について	18
4 0	情報共有システムの活用.....	19
4 1	道路施設基本データの作成	20
4 2	「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」	21
4 3	事業期間終了時の水準	22
4 4	要求水準の変更	22
4 5	震災対策	22
4 6	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について.....	22
第 2	設備更新業務.....	23
1	基本事項.....	23
2	現地調査等	23
3	L E D道路照明灯具の調達.....	23
4	L E D道路照明灯具への更新	27
5	撤去した道路照明灯具の収集運搬・産業廃棄物処分	31
6	道路照明台帳更新	31
7	電気需給契約に関する資料等の作成並びに手続き	31
8	所有権移転	32
第 3	工事監理業務.....	33
第 4	設備維持業務.....	34
1	基本事項.....	34
2	道路附属物点検	40
3	照明維持.....	41
4	道路照明台帳更新・管理	42
5	照明修繕.....	43
別紙 1	用語の定義	44
別紙 2	事業対象区域図	46
別紙 3	道路照明一覧表	47
別紙 4	情報取扱者名簿及び情報管理体制図	92
別紙 5	証明書	93
別紙 6	工事関係書類一覧表.....	94
別紙 7	品質証明書	98
別紙 8	設備維持業務 業務区分表.....	99
別紙 9	道路附属物点検サイクル	100

別紙 10	使用材料表	101
別紙 11	遠隔臨場に関する基礎調査様式	102

第 1 総則

1 要求水準書の位置づけ

「相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業（以下「本事業」という。）の業務を遂行するにあたり、事業者を求める業務の水準（以下「要求水準」という。）である。

事業者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、関東地方整備局は選定事業者を特定する過程における審査条件として要求水準を用いる。

また、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。

関東地方整備局による業績監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、業務の対価の減額又は契約解除等の措置がなされる。

2 用語の定義

用語の定義は、各章で定めるほか、別紙 1 「用語の定義」による。

3 適用範囲

要求水準書は、本事業に適用する。

4 事業対象区域

（1）事業対象区域の概要

一般国道 16 号、一般国道 20 号

（2）事業対象区域の現況

別紙 2 「事業対象区域図」による。

5 事業の目的

本事業は、平成 28 年 5 月 13 日閣議決定された『地球温暖化対策計画』における政府目標である『L E D 等高効率照明が、2030 年（令和 12 年）までにストックで 100% 普及の実現』に向けて、関東地方整備局相武国道事務所管内の道路照明の設備維持を行うとともに、未 L E D 道路照明を L E D 道路照明に更新し、事業期間中引き続き設備維持を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

6 事業の概要

本事業は、別紙2「事業対象区域図」に示す事業対象区域に存する道路照明（以下「本施設」という。）のうち未LED道路照明をLED道路照明に更新並びに設備維持をPFI法に基づき実施するものである。

事業工程 業務区分	対象照明	合計 5,950灯 ※	設備更新業務の事業期間区分	
			設備更新期間 (事業契約締結～R11年3月末)	維持管理期間 (R11年4月～事業完了)
設備更新 業務	未LED 道路照明	4,180灯	○	—
工事監理 業務	未LED 道路照明	4,180灯	○	—
設備維持 業務	既設LED 道路照明	1,770灯	○	○
	未LED 道路照明	4,180灯	○	—
	新設LED 道路照明			○

○：特定事業が対象とする項目

()内：関東地方整備局が想定する工程期間

※：令和8年2月20日時点の灯数

未LED道路照明：「本施設」のうち入札公告時点でまだLED化されていない道路照明をいう。

既設LED道路照明：「本施設」のうち入札公告時点ですでにLED化されている道路照明をいう。

新設LED道路照明：「本事業」の「設備更新業務」によりLED化が完了した道路照明をいう。

7 業務の内容

事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

(1) 設備更新業務

- ① 現地調査
- ② LED道路照明灯具の調達
- ③ LED道路照明灯具への更新
- ④ 撤去した道路照明灯具の収集運搬・産業廃棄物処分
- ⑤ 道路照明台帳更新
- ⑥ 電気需給契約に関する資料等の作成並びに手続き

⑦ 所有権移転

(2) 工事監理業務

① 工事監理

(3) 設備維持業務

① 道路附属物点検

② 照明維持

③ 道路照明台帳更新・管理

④ 照明修繕

8 打合せ

設備維持業務を適正かつ円滑に実施するため、関東地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

9 秘密の保持

事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む。）を、関東地方整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。

10 個人情報の取り扱いについて

(1) 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(2) 秘密の保持

事業者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 取得の制限

事業者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

い。

（４） 利用及び提供の制限

事業者は、関東地方整備局の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（５） 複写等の禁止

事業者は、関東地方整備局の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために関東地方整備局から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（６） 再委託の禁止

事業者は、関東地方整備局の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、関東地方整備局の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、事業者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

（７） 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに関東地方整備局に報告し、関東地方整備局の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（８） 資料等の返却等

- ① 事業者は、この契約による事務を処理するために関東地方整備局から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに関東地方整備局に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、関東地方整備局が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、関東地方整備局の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙5）を関東地方整備局に提出しなければならない。
- ② 前項の規定は、関東地方整備局の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準

用する。

(9) 管理の確認等

関東地方整備局は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、関東地方整備局は必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(10) 管理体制の整備

事業者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(11) 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(12) セキュリティに関する事項

① 機密保持の厳守

事業者は、施工上知り得た機密情報を、施工のために知る必要のある事業者に属する者及び関東地方整備局以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、工期中はもとより、工事完成後においても有効に存続するものとする。

② ポリシーの遵守

事業者は、関東地方整備局の保有する情報セキュリティポリシー並びに事業者の自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。また、関東地方整備局の保有する情報セキュリティポリシー及び、これに付随する資料については、その内容を秘密にしなければならない。

③ 損害賠償責任

事業者の責めによりコンピュータウイルス等により関東地方整備局の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又はセキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、事業者の費用負担をもって原状回復を行うものとする。なお、損害賠償の範囲については関東地方整備局と事業者で協議して定めるものとする。

11 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律

第 117 号)

- ② 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ③ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ④ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ⑤ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ⑥ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- ⑦ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ⑧ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ⑨ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ⑩ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ⑪ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑫ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑬ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ⑭ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ⑯ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）
- ⑰ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
- ⑱ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ⑲ その他関連する法令等

1 2 適用基準

業務実施にあたっては、関連する法令等によるものの他、下記に掲げる基準等を適用する。

なお、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について協議するものとする。

また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。

要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。

- ① 国土交通省「電気通信設備工事共通仕様書」（令和 7 年版）（以下「共通仕様書」

という。)

- ② 国土交通省「道路照明施設設置基準」(令和7年10月1日)
- ③ 国土交通省「電気通信設備工事写真管理基準(案)」(令和6年3月)
- ④ 国土交通省「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)
- ⑤ 国土交通省「電気通信設備工事写真管理基準(案)」(令和6年3月)
- ⑥ 国土交通省「デジタル写真管理情報基準」(令和5年3月)
- ⑦ 国土交通省「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】」(令和6年3月)
- ⑧ 国土交通省「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」(令和6年3月)
- ⑨ 国土交通省「工事完成図書の電子納品等要領」(令和5年3月)
- ⑩ 国土交通省「令和7年度 土木工事数量算出要領」(令和7年4月)
- ⑪ 国土交通省「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和7年3月)
- ⑫ 建設省「土木構造物標準設計」
- ⑬ 関東地方整備局「土木工事共通仕様書(令和7年度版)」
- ⑭ 関東地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)」
- ⑮ 関東地方整備局「土木工事電子書類作成マニュアル」(令和7年3月)
- ⑯ 関東地方整備局「土木工事電子書類スリム化ガイド」(令和7月3月)
- ⑰ 関東地方整備局「土木工事写真管理基準」(令和7年3月改定)
- ⑱ 関東地方整備局「土木工事標準設計図集」
- ⑲ 関東地方整備局「土木請負工事必携」
- ⑳ 一般社団法人建設電気技術協会「電気通信施設設計要領・同解説(電気編)」(平成29年版)
- ㉑ 一般社団法人建設電気技術協会「電気通信設備施工管理の手引き」(平成30年版)
- ㉒ 公益社団法人日本道路協会「道路照明施設設置基準・同解説」(平成19年改訂版)
- ㉓ 一般社団法人建設電気技術協会「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説」(平成30年版)
- ㉔ 国土交通省「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン」(平成27年3月版)

1 3 業務の監視

関東地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者(以下、「選定企業」という。)との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

1 4 施工管理

本事業の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度

版）及び、国土交通省電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（令和５年３月改訂）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、関東地方整備局と協議の上、施工管理を行うものとする。

本事業の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和７年３月改定）及び、国土交通省電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和６年３月）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、関東地方整備局の指示により追加、削減するものとする。

１５ 施工体制の点検

事業者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号最終改正平成２７年９月１１日）第１５条３により関東地方整備局から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。

施工体制の点検員は当該工事の関東地方整備局の職員である。

関東地方整備局の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

１６ 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者

写真 2cm×3cm 程度

氏名 〇〇 〇〇
工事名 〇〇改良工事
工期 自〇〇年〇〇月〇〇日
至〇〇年〇〇月〇〇日
会社 〇〇建設株式会社

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

１７ 工事中の安全確保

工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

- Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止
- Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
- Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

V. 地下埋設物の損傷事故防止

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

VII. 事故防止

事業者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ① 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ② 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和 6 年 2 月）」に基づき関東地方整備局と協議するものとする。

工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、関東地方整備局の承諾を得るものとする。

工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

設備更新業務

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
道路照明設備工・トンネル照明設備工	夜間作業	836 人（うち有資格者 418 人）	交代要員なし

設備維持業務

年度当り （令和 9 年度）

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
道路照明維持工	夜間作業	46 人（うち有資格者 23 人）	交代要員なし
道路照明修繕工	昼間作業	8 人（うち有資格者 4 人）	交代要員なし
附属物点検工	昼間作業	200 人（うち有資格者 100 人）	交代要員なし

年度当り (令和10年度)

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
道路照明維持工	夜間作業	24人(うち有資格者12人)	交代要員なし
道路照明修繕工	昼間作業	8人(うち有資格者4人)	交代要員なし
附属物点検工	昼間作業	200人(うち有資格者100人)	交代要員なし

年度当り (令和11年度～令和23年度)

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
道路照明維持工	夜間作業	8人(うち有資格者4人)	交代要員なし
道路照明修繕工	昼間作業	8人(うち有資格者4人)	交代要員なし
附属物点検工	昼間作業	200人(うち有資格者100人)	交代要員なし

18 不具合等発生時の措置

事業者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を関東地方整備局に直ちに通知しなければならない。

19 工事書類の作成

工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和8年3月)」に基づき実施するものとする。

工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和8年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

「工事関係書類一覧表」(別紙6)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

20 工事完成図書の納品

本事業は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和8年2月):(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は関東地方整備局と協議の上、電子化の是非

を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】（令和8年2月）」を参考とするものとする。

本事業は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、関東地方整備局が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、関東地方整備局と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする

成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

2 1 ウィルス対策

事業者は、電子納品時のみならず、関東地方整備局に本事業に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

2 2 設計図書の照査

関東地方整備局は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、関東地方整備局の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、直轄請負工事における設計変更ガイドラインによるものとする。

2 3 設計変更等

設計変更等については、事業契約書及び共通仕様書共通編 1-1-1-17 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

2 4 工事現場における説明性の向上

事業者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、事業者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

2 5 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。なお、これにより難しい場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

2 6 路上工事の縮減等

事業者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、関東地方整備局に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

2 7 交通規制日数の報告

現道上での工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を関東地方整備局へ提出するものとする。

2 8 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

事業者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を関東地方整備局より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は関東地方整備局と協議の上決定するものとする。

2 9 環境対策

舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破碎機（油圧ジャッキ式）を使用するものとする。

なお、これにより難しい場合は、関東地方整備局の承諾を得なければならない。また、取り壊し材の二次破碎作業を現場内で行ってはならない。

事業者は、本事業の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、関東地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、関東地方整備局と協議するものとする。

事業者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより関東地方整備局に提出するものとする。集計の方法については、関東地方整備局より指示する。

3 0 環境対策（建設機械の使用）

事業者は、本事業において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年 7 月 31 日建設省告示第 1536 号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

3 1 ディーゼル車排ガス規制に適合した車両の使用

事業者は、本事業現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本事業関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。

事業者は、本事業の施工に先立ち、本事業関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

事業者は、本事業関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本事業関係車輛を把握しなければならない。

事業者は、取締りにより本事業関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに関東地方整備局に報告しなければならない。

事業者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

3 2 交通安全管理・工事現場管理

事業者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- ① 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ③ 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ⑥ 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

3 3 通行許可等

事業者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬毎に運搬計

画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

事業者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、関東地方整備局または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

3.4 工事工程クリティカルパスの共有

事業者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、関東地方整備局と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「事業者」）を明確にすること。施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下のa～eに示すような事業者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

3.5 熱中症対策に資する現場管理費の補正

本事業は、夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が30度（℃）以上の日を指す。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

- ① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25度（℃）以上の場合。施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上となる日を、真夏日とみなす。
- ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度（℃）以上の日を、真夏日とする。
- ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上の場合。施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上、又は

WBGT が 25 度 (°C) 以上の場合、真夏日とする。なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、関東地方整備局と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※真夏日補正係数：1.2

3.6 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

事業者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、事業者は現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(1) 洋式（洋風）便器

(2) 水洗及び簡易水洗機能

（し尿処理装置付き含む）

(3) 臭い逆流防止機能

(4) 容易に開かない施錠機能

(5) 照明設備

(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

事業者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要な数を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

3 7 ワンデーレスポンス対象工事

この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

事業者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。

事業者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて関東地方整備局へ報告することとする。

3 8 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、事業者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や関東地方整備局における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会

議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001473624.pdf>

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

実施内容は以下の通りとする。

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 事業者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム(ASP)等に記録して保管する。(従来の立会資料の管理と同様とする。)

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」(カメラを手に持って歩きながら撮影)での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等は事業者が手配、設置するものとする。これによらない場合は関東地方整備局等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「Web会議システム(teams、zoom等)」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、関東地方整備局等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙 11「遠隔臨場に関する基礎調査様式」を関東地方整備局へ提出

するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、関東地方整備局の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設備維持業務にて設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、事業者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」（令和5年3月3日（国不建第273号））等に従い、監督処分を実施する場合がある。

3.9 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

事業者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、事業者は監督職員に対し、工事着手前に、本事業での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

事業者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2・2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本事業の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2・5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

事業者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、事業者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

4 0 情報共有システムの活用

1. 本事業は、監督職員及び事業者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。

2. 事業者は、本事業で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）

令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

3. 監督職員及び事業者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、事業者が行うものとする。また、利用開始日、

必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 事業者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに事業者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは事業者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、事業者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 事業者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

(注)「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」又は「工事施行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」が改定されている場合には、直近のものを記載すること。

4.1 道路施設基本データの作成

本事業完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、関東地方整備局に提出するものとする。ただし、本事業に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、関東地方整備局は事業者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路 構造	C020	横断勾配	付 属 物 お よ び 付 属 施 設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I.T.V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自転車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構 造	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設

	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断道		E210	共同溝
	D080	道路 BOX 等		E220	CAB 電線共同溝
	D090	横断 BOX 等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルタ		E270	流雪溝
付 属 物	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。

道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。

道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS 登録時の「工事契約コード番号」とする。

道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。

- ① 道路施設台帳作成総括表
- ② 道路施設基本データ総括表
- ③ 道路施設基本データ一覧表
- ④ 道路施設台帳チェックシート
- ⑤ 「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
- ⑥ 「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
- ⑦ 工事数量総括表

4.2 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

事業者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途関東地方整備局が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。なお、これにより難しい場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

4 3 事業期間終了時の水準

事業者は、事業期間中の設備維持業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、本施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業契約期間終了日の約2年前から本施設の設備維持業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を関東地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。

4 4 要求水準の変更

関東地方整備局及び事業者は、事業期間中に利用者のニーズや社会情勢の変化、法令等の変更等、追加、大規模災害等の不可抗力その他国及び事業者の責めに帰すことができない事由が発生し、業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議の上、要求水準書を変更できるものとする。また、関東地方整備局は、その他事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。

4 5 震災対策

地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

地震注意情報等が発令された場合は、直ちに作業を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

4 6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- ② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により関東地方整備局に報告すること。
- ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- ④ 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、関東地方整備局と協議を行うこと。

第2 設備更新業務

1 基本事項

本施設を対象とした設備更新業務については、入札説明書等及び入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において業務を履行するものとする。また事業者は、事業期間中に生じる所轄警察署や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

設備更新業務として実施する業務は、次のとおりとする。

- ① 現地調査等
- ② LED道路照明灯具の調達
- ③ LED道路照明灯具への更新
- ④ 撤去した道路照明灯具の収集運搬・産業廃棄物処分
- ⑤ 道路照明台帳更新
- ⑥ 電気需給契約に関する資料等の作成並びに手続き
- ⑦ 所有権移転

2 現地調査等

(1) 一般事項

事業者は、本施設のうち設備更新業務の対象となる未LED道路照明について、新設LED道路照明への設備更新を円滑に実施するために更新に先立って、下記の内容について、現地調査するとともに関東地方整備局へ結果を報告し、関東地方整備局と協議の上で決定するものとする。事前に調査業務計画書を関東地方整備局に提出すること。

- ① 別紙3「道路照明一覧表」の内容
- ② ルーバーの有無

3 LED道路照明灯具の調達

(1) 器材の品質

LED道路照明灯具の性能等の確認は、次の各号のとおり行うものとし、その確認結果については整理した上で関東地方整備局へ提出するものとする。

① LED道路照明灯具等の仕様に関する確認

LED道路照明灯具等については、使用する器材が、本要求水準書及びガイドラインに規定された品質基準を満足していることを、書面により確認するものとする。なお、主な確認項目は、ガイドラインのとおりとする。

② 工事材料の品質及び確認等

下記の器具及び材料（以下「器材」という。）の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に関東地方整備局に提出し、確認を受けなければ

ばならない。

器材は「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（平成 30 年版）」によるものとし、一般的事項は電気事業法等、関係諸法令に従うものとする。

なお、LED 道路照明灯具及び資器材は新品とする。

区分	確認器材	摘要
道路照明	照明器具	
	JIS・JCS 規格以外の全ての器具及び材料	

③ 設置完了時の性能に関する確認

LED 道路照明の性能については、「道路照明施設設置基準・同解説」（平成 19 年 10 月）8-2 性能の確認により実施するものとし、現地の状況から測定が困難と判断される場合についても、部分的な測定により、出来る限り性能を確認することとする。なお、性能についての主な確認項目は、ガイドラインのとおりとする。現地の状況から測定が困難と判断される場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

- ④ 灯具を取り替えた際には、各種基準に基づきセルフモニタリングとして点灯試験及び照度測定を行い、各種基準を満足していることを確認の上、関東地方整備局へ報告すること。また、不点灯などの対応で取り替えた際も同様に確認すること。これにより難しい場合は関東地方整備局と協議するものとする。

（2）設計条件

測定は、JIS C 7612「照度測定方法」に準じて行うものとし、LED 道路・トンネル照明設計の設計条件は次のとおりとする。

1. 連続照明

- | | |
|----------------|-------------------------|
| 1) 平均路面輝度 | 1.0cd/m ² 以上 |
| 2) 総合輝度均斉度（車道） | 0.4 以上 |
| 3) 相対閾値増加（車線毎） | 15% 以下 |

2. 局部照明（一般）

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1) 平均路面照度 | 10.5lx 以上（市街地）
7.5lx 以上（山間部） |
|-----------|---------------------------------|

3. 局部照明（交差点）

- | | |
|-----------|---------|
| 1) 平均路面照度 | 20lx 以上 |
| 2) 照度均斉度 | 0.4 以上 |

4. 局部照明（歩道等）

- | | |
|-----------|--------|
| 1) 平均路面照度 | 5lx 以上 |
| 2) 照度均斉度 | 0.2 以上 |

5. トンネル照明（浅川トンネル）（上り線）

- | | |
|-----------|-------------|
| 1) トンネル延長 | ①全 長：1,836m |
|-----------|-------------|

②標準部：1,740m（幅員：7.0m）

③起点側拡幅部 1：17m（幅員：11.613m）

④起点側拡幅部 2：53m（幅員：10.737m）

⑤起点側拡幅部 3：24m（幅員：8.867m）

2) 設計速度：60km/h

3) 野外輝度（終点側）：2,300cd/m²

4) 設計交通量：10,500 台/日

5) 低減係数：1.0

6) 路面舗装：アスファルト

7) 照明率：①標準部：基本照明：0.693、入口照明：0.760

②起点側拡幅部 1：基本照明：0.789

④起点側拡幅部 2：基本照明：0.773

⑤起点側拡幅部 3：基本照明：0.751

8) 保守率：0.6

9) 基本照明

ア．平均路面輝度

a) 標準部：昼間 2.3cd/m²以上、夜間 1.15cd/m²以上

b) 起点側拡幅部 1：昼間 4.6cd/m²以上、夜間 2.3cd/m²以上

c) 起点側拡幅部 2：昼間 4.6cd/m²以上、夜間 2.3cd/m²以上

d) 起点側拡幅部 3：昼間 4.6cd/m²以上、夜間 2.3cd/m²以上

イ．総合均斉度

a) 標準部（走行車線）：昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上

b) 起点側拡幅部 1（第 1 走行車線）：昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上

c) 起点側拡幅部 2（第 1 走行車線）：昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上

d) 起点側拡幅部 3（第 1 走行車線）：昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上

ウ．車線軸均斉度

a) 標準部（走行車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
（追越車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

b) 起点側拡幅部 1（第 1 走行車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
（第 2 走行車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
（追越車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

c) 起点側拡幅部 2（第 1 走行車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
（第 2 走行車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
（追越車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

d) 起点側拡幅部 3（第 1 走行車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
（第 2 走行車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上
（追越車線）：昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

エ. 相対閾値増加

- a) 標準部 (走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
(追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
 - b) 起点側拡幅部 1 (第 1 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
(第 2 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
(追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
 - c) 起点側拡幅部 2 (第 1 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
(第 2 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
(追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
 - d) 起点側拡幅部 3 (第 1 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
(第 2 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
(追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下
- 10) 非常駐車帯 (平均路面照度) : 昼間 50lx 以上、夜間 50lx 以上

6. トンネル照明 (浅川トンネル) (下り線)

- 1) トンネル延長 ①全 長 : 1,830m
②標準部 + 終点側拡幅部 : 1,761m (幅員 : 7.0m / 7.5m)
③起点側拡幅部 1 : 43m (幅員 : 10.5m)
④起点側拡幅部 2 : 24m (幅員 : 8.867m)
- 2) 設計速度 : 60km/h
- 3) 野外輝度 (起点側) : 2,600cd/m²
- 4) 設計交通量 : 10,500 台/日
- 5) 低減係数 : 1.0
- 6) 路面舗装 : アスファルト
- 7) 照明率 : ①標準部 : 基本照明 : 0.705、入口照明 : 0.771
②終点側拡幅部 : 基本照明 : 0.726
③起点側拡幅部 1 : 基本照明 : 0.777、入口照明 : 0.838
④起点側拡幅部 2 : 基本照明 : 0.753、入口照明 : 0.814
- 8) 保守率 : 0.6
- 9) 基本照明
 - ①平均路面輝度
 - a) 標準部 : 昼間 2.3cd/m²以上、夜間 1.15cd/m²以上
 - b) 終点側拡幅部 : 昼間 2.3cd/m²以上、夜間 1.15cd/m²以上
 - c) 起点側拡幅部 1 : 昼間 4.6cd/m²以上、夜間 2.3cd/m²以上
 - d) 起点側拡幅部 2 : 昼間 4.6cd/m²以上、夜間 2.3cd/m²以上
 - ②総合均斉度
 - a) 標準部 (走行車線) : 昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上
 - b) 終点側拡幅部 (第 1 走行車線) : 昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上

c) 起点側拡幅部 1 (第 1 走行車線) : 昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上

d) 起点側拡幅部 2 (第 1 走行車線) : 昼間 0.4 以上、夜間 0.4 以上

③車線軸均斉度

a) 標準部 (走行車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

(追越車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

b) 終点側拡幅部 (走行車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

(追越車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

c) 起点側拡幅部 1 (第 1 走行車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

(第 2 走行車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

(追越車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

d) 起点側拡幅部 2 (第 1 走行車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

(第 2 走行車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

(追越車線) : 昼間 0.6 以上、夜間 0.6 以上

④相対閾値増加

a) 標準部 (走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下

(追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下

b) 終点側拡幅部 (走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下

(追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下

c) 起点側拡幅部 1 (第 1 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下

(第 2 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下

(追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下

d) 起点側拡幅部 2 (第 1 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下

(第 2 走行車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下

(追越車線) : 昼間 15%以下、夜間 15%以下

10) 非常駐車帯 (平均路面照度) : 昼間 5 0lx 以上、夜間 5 0lx 以上

4 LED道路照明灯具への更新

(1) 一般事項

- ① 事業者は、別紙 3「道路照明一覧表」及び設計図書等を示す未 LED 道路照明を撤去し、新設 LED 道路照明を設置すること。
- ② 本業務の履行にあたっての一般的事項は、国土交通省「電気通信設備工事共通仕様書」(令和 8 年度版)によるものとする。
- ③ 事業者は、未 LED 道路照明について、提案した設備更新完了期限までに LED 道路照明灯具への更新を終え、使用できる状態にする。なお、使用できる状態には、既設道路照明灯具、配線及び安定器の取り外し、撤去した道路照明灯具等の収集運搬・処分、電気会社が定める電気供給約款に基づく申請の完了、道路照明台帳の更新、関東地方整備局による検査 (自主検査の確認及び完工確認検査) の

完了を含むものとする。

- ④ 事業者は、国への所有権移転が完了するまでは新設ＬＥＤ道路照明を所有するものとし、その間の当該施設の保全の義務を負う。
- ⑤ 未ＬＥＤ道路照明にルーバーが設置されている場合、更新時にはルーバーを使用せず、新設するＬＥＤ道路照明灯具の配光特性を調整することで対応すること。
- ⑥ 事業者は、更新業務期間中に関係機関や地域住民等と必要な調整を行うこと。
- ⑦ 事業者は、ＬＥＤ道路照明灯具への更新に関する諸法令を遵守し、更新の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は事業者の責任において行わなければならない。
- ⑧ 事業者は、更新にあたり現地調査にて現場を確認するとともに、連続照明用ＬＥＤ道路照明灯具、交差点照明（局部照明）用ＬＥＤ道路照明灯具などの使い分けや設置方法・設置順序等について、関東地方整備局と協議し決定するものとする。
- ⑨ 材料等の調達前に現地設備の確認を行うこと。現地調査後に調達数量を決定し、当初数量と異なる場合は設計変更の対象とする。
- ⑩ 現地調査により、既設設備の不具合が確認された場合は関東地方整備局と協議するものとする。

（２）業務の条件

事業者は、以下の条件に基づいて設備更新業務を実施すること。

- ① 事業者は、事業契約書において関東地方整備局が実施することとしている業務を除き、本施設の工事を自己の責任において実施するものとする。
- ② 工事の実施にあたり必要となる準備調査などの地域住民との対応・調整については、関東地方整備局と自治体との協議のうえ行うものとする。
- ③ 工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や近隣商業施設の営業環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- ④ 工事期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。
- ⑤ 事業者は、関東地方整備局と協議のうえ、工事の着手の 30 日前までに工期を明示した施工計画書（工事全体工程表を含む）を作成し、着工予定日の前日までに、関東地方整備局に提出して、確認を得るものとする。提出書類の内容については、共通仕様書及び本要求水準書を遵守すること。
- ⑥ 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を遂行するものとする。
- ⑦ 事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- ⑧ 事業者は、関東地方整備局に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- ⑨ 関東地方整備局は、工事の進捗状況及び内容について、随時事業者を確認できる

ものとする。

- ⑩ 事業者は、道路占用並びに土木工事施工許可申請等の工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを関東地方整備局に提出すること。
- ⑪ 事業者は、工事着工前に、施工管理計画及び配置技術者を含む施工管理担当者を定めること。
- ⑫ 工事にあたって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。

(3) 業務期間

事業者は、現地調査の完了したエリアから順次更新に着手するものとし、設備更新業務完了期限（令和11年3月末）までにすべてのLED道路照明灯具への更新を完了すること。

(4) 主任技術者等

本事業の主任技術者又は監理技術者は、事業者が提示した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

(5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

事業契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

工事完成後、検査が終了し（関東地方整備局の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、関東地方整備局が工事の完成を確認した旨、事業者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、関東地方整備局の承諾を得るものとする。

(6) コリンズ（CORINS）への登録

工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。事業者は、事業契約後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場

合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

（７） コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起終点 東京都八王子市大和田町4-3-13 相武国道事務所

緯度 35° 39' 49" 経度 139° 21' 20"

（８） 設計審査会の設置

本事業は、関東地方整備局と事業者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

（９） 特定調達品目の調達実績の調査について

事業者は、本事業の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、関東地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、関東地方整備局と協議するものとする。

事業者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより関東地方整備局に提出するものとする。集計の方法については、関東地方整備局より指示する。

（１０） 施工時期及び施工時間の変更

本事業の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
------	------

夜間作業	すべての作業
------	--------

※夜間作業における道路使用許可の時間帯は、21 時～6 時を見込んでいる。ただし、可能な限り昼間作業の実施を検討すること。上記区分を変更する場合は関東地方整備局と協議するものとする。

(11) 業績の履行の検査等

① 新設LED道路照明の自主検査及び部分使用

事業者は、新設LED道路照明の設置完了の都度、自主検査を行い、照明の所定性能が確保された状態で通電を行うこと。また、事業者は電気需給契約に関する資料等の作成並びに手続き完了後に「自主検査報告書」を作成し関東地方整備局へ1ヶ月分をまとめて提出し確認を受けた後、設備維持業務へ移行する。それまでの間、事業者は新設LED道路照明が正常な状態で使用できるよう保守管理すること。

② 新設LED道路照明の完工確認検査

関東地方整備局は、未LED道路照明の全てのLED化が完了した後に、会計法第29条の11第2項に定められる検査（完工確認検査）を行う。

関東地方整備局は、完工確認検査の結果、新設LED道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって完工確認通知を発行し、事業者は新設LED道路照明の所有権を国へ移転するものとする。

5 撤去した道路照明灯具の収集運搬・産業廃棄物処分

(1) 撤去品等の処理

- ① 本事業において発生する撤去品等は「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）の趣旨に則り適宜リサイクル処理を施すとともに産業廃棄物として適正に処理するものとする。産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、事業者の責において管理表を交付するものとする。
- ② 撤去品の処分、運搬（共通仮設費（運搬費）に計上している分を除く）については、適正な処理方法を選定し関東地方整備局と協議しなければならない。

6 道路照明台帳更新

事業者は、更新が完了し、新設LED道路照明の自主検査報告書の確認を受けた場合、その他道路照明台帳に変更を生じる作業を行った場合は直ちに、既存の道路照明台帳への追記または更新等を行うものとする。

記入要領等の詳細については、関東地方整備局の指示によるものとする。

7 電気需給契約に関する資料等の作成並びに手続き

道路照明施設を設置、撤去、移設又はランプや安定器の交換等を行う場合は、以下の

資料の作成及び手続を行うこと。

(1) 電気需給契約に関する資料の作成

電力会社が定める電気供給約款に基づく申請資料を作成し、関東地方整備局の確認を受けた上で電力会社に提出（申請）を行うこと。

また、申請後には、申請書の控えを関東地方整備局に提出すること。

(2) 照明調書の作成

関東地方整備局の指示に基づき、照明調書の作成又は修正を行うこと。

なお、提出部数は関東地方整備局の指示によるものとする。

8 所有権移転

事業者は、新設LED道路照明の完工確認検査後、国に対して本施設のうち新設LED道路照明の所有権を移転すること。

第3 工事監理業務

事業者は、設備更新業務の工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書（業務月報）を関東地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うとともに、関東地方整備局が要請したときは、工事監理の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。なお、工事監理業務報告書（業務月報）の提出開始時期は、関東地方整備局との協議により決定する。事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。

第4 設備維持業務

1 基本事項

(1) 一般事項

本施設を対象とした設備維持業務については、入札説明書等及び入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において業務を履行するものとする。また事業者は、事業期間中に生じる所轄警察署や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。

設備維持業務として実施する業務は、次のとおりとする。

- ① 道路附属物点検
- ② 照明維持
- ③ 道路照明台帳更新・管理
- ④ 照明修繕

(2) 業務の条件

- ① 事業者は、事業期間中、本施設が正常な状態で使用できるよう管理すること。
- ② 事業者は、点検体制、補修体制等の本業務実施に必要な内容を定めた業務計画書を作成し、事業契約締結後直ちに関東地方整備局に提出すること。
- ③ 事業者は、事業期間中毎月「設備維持業務報告書」を作成し、翌月の10日（ただし、当該日が土日および祝祭日の場合はその翌営業日）までに、関東地方整備局に提出すること。
- ④ 関東地方整備局は、提出された設備維持業務報告書の内容により、月毎の履行を確認する。なお、関東地方整備局は、設備維持業務の進捗状況及び内容について、随時確認することができるものとする。
- ⑤ 事業者は、関東地方整備局から照度など性能の確認を求められたときは、現地においてその性能を確認し、「性能確認報告書」により関東地方整備局に報告すること。
- ⑥ 事業者は、業務実施体制を確保し、不点灯など本施設の不具合の通報受信、確認、点検・補修などについて、適切かつ迅速に対応すること。そのために事業者は、本施設の不具合への対応方法および体制表を関東地方整備局と協議のうえ作成し、業務計画書に記載して提出すること。また、第三者被害が想定されるような不具合について早急に対応できるよう、24時間365日連絡が取れる緊急連絡先を添付すること。
- ⑦ 事業者は、本施設の不点灯その他の不具合の通報を受けた場合、当該道路照明を補修または交換するものとする。なお、当該道路照明の不具合が事業者の責による場合は、当該工事費用は事業者が負担するものとし、不可抗力や第三者被害等事業者の責によらない場合は、設計変更するものとする。
- ⑧ 事業者は、本施設の不具合を発見または通報を受けた時は、速やかに状況を確認

すること。確認の結果、灯具交換や補修等が必要になった場合は、補修工事の期間および内容について、その都度関東地方整備局と協議し、速やかに着手するものとする。

- ⑨ 事業者は、照明修繕が完了した時は、その都度「照明修繕完了報告書」により関東地方整備局に報告し、段階確認を受けること。
- ⑩ 事業者は、必要となる各種申請業務（未ＬＥＤ道路照明が設備更新業務実施前に破損等し、照明修繕によりＬＥＤ化した場合の電力需給契約の変更申請を含むが、これに限らない。）を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を関東地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類を関東地方整備局に提出するものとする。

（３）業務期間

設備維持業務の実施期間は、令和９年４月１日から本事業の終了日までとする。

（４）業務実施体制

① 業務実施の体制

事業者は、上記（１）の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する設備維持業務責任者を業務従事者より配置し、関東地方整備局に通知する。

また、各業務の実施にあたっては、非常時の指示命令系統及び連絡体制を関東地方整備局と協議のうえ確立する。

② 業務従事者の要件等

事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力及び資格を有する者をあて、適切な態度で誠意を持って業務に従事させること。また、業務の実施に際しては、業務及び作業に適した服装で、名札を着用させること。

設備維持業務の主任技術者又は監理技術者は、事業者が提出した申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で関東地方整備局と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ア 傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- イ 死亡した場合
- ウ 被災した場合
- エ 退職した場合
- オ 出産、育児、介護の場合
- カ 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- キ 発注者の責により工期延期となる場合
- ク 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合

ケ 工事工程上技術者の交代が合理的な場合

コ 契約日から令和 10 年 3 月 31 日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が、令和 10 年 3 月 1 日以前の日より設備維持業務に従事している場合に限り変更を可能とする（令和 10 年以降は、各年度同様の条件とする）。

③ 主任技術者等の専任期間

事業契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

主工事完成后、検査が終了し（関東地方整備局の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、関東地方整備局と事業者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、関東地方整備局が工事の完成を確認した旨、事業者へ通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、関東地方整備局の承諾を得るものとする。

④ 現場代理人

現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成 22 年 9 月 6 日付け国地契第 20 号）による。

なお、これにより難しい場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

（５） コリンズ（CORINS）への登録

工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書（令和 8 年度版）「1-1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

事業者は、事業契約後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。

① 事業者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。

② 事業者は、①によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について関

東地方整備局から確認を受ける。

- ③ 「登録内容確認書」については、コリンズから関東地方整備局にメール送信されるため、事業者による提示は必要ないものとする。

(6) コリンズ (CORINS) への位置情報の入力

共通仕様書 1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標 (緯度、経度) を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系 (JGD2011) に準拠する。

起終点 東京都八王子市大和田町 4-3-13 相武国道事務所

緯度 35° 39' 49.3" 経度 139° 21' 19.5"

(7) 設計審査会の設置

本事業は、関東地方整備局と事業者が一堂に会して、現場着手前 (準備期間内) に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合 (クロスチェック) を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」 (以下、「審査会」という。) の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

(8) 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領 (土木)

事業者は、以下の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎砕石
再生アスファルト混合物	再生細粒度 As 混合物 (13)	表層

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を操守するものとする。

本事業は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本事業における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8. 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に関東地方整備局と事業者の間で確認されるものであるため、関東地方整備局が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更

の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は関東地方整備局と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト殻	前田道路(株)	東京都八王子市北野町
Co 塊（無鉄）	西東京合材工場	589-1

上記②については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、事業者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や 数量の変更等、事業者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

③ 受入時間

前田道路株式会社：8時00分～24時00分

事業者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了した時は、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、関東地方整備局に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、関東地方整備局と協議するものとする。

(9) コンクリート副産物から再生された資源について

コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

事業者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を関東地方整備局と協議するものとする。

事業者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、関東地方整備局または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

事業者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は事業者がその試験に臨場しなければならない。

再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書（令和7年度版）第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

(10) 工事完成図

本事業は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

(11) 撤去品等の処理

本事業において発生する撤去品等は「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成三年法律第四十八号）の趣旨に則り適宜リサイクル処理を施すとともに産業廃棄物として適正に処理するものとする。産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、事業者の責において管理表を交付するものとする。

撤去品の処分、運搬（共通仮設費（運搬費）に計上している分を除く）費用については当初見込んでいないが、適正な処理方法を選定し関東地方整備局と協議しなければならない。処分等に要する費用は、都道府県知事等の許可を受けている運搬及び処分業者からの処理費内訳等を関東地方整備局へ提出することにより設計変更の対象とする。

(12) 器具及び材料

本事業は設計図書によるほか、次の各号によるものとする。

- ① 電気通信施設設計要領（電気編）（令和3年3月）
- ② 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ③ その他関係法令規則等

※電気通信設備工事共通仕様書等は、関東地方整備局ホームページ（<https://www.ktr.mlit.go.jp/>）に掲載している。

なお、下記の器材の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に関東地方整備局に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認器材	摘要
道路照明	照明柱	
	各照明器具	

(13) 業務の履行の検査等

① 設備維持業務の検査

関東地方整備局は、各支払期の業務完了時に会計法第29条の11第2項に定められる検査（完了検査）を行う。

ただし、照明修繕の検査については、個々の修繕の完了の都度、段階確認を実施する。

なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者へ修補を求める。

2 道路附属物点検

(1) 一般事項

本事業の事業対象区域内にある国道道路照明（本施設）すべてを点検するものとする。なお、点検実績については、別紙9「道路附属物点検サイクル」による。

(2) 要求水準

① 点検

ア 道路照明施設について、「附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）」（平成31年3月 国土交通省道路局国道・防災課）の定期点検内の詳細点検を行うものとする。

イ 点検にあたっては、点灯確認も行うものとする。

ウ 点検にあたっては、工程及び方法について十分に関東地方整備局と打ち合わせを行うものとする。なお、点検時期については、別紙9「道路附属物点検サイクル」に基づき、5年に1度を原則として定期的に行うこと。

なお、点検周期については、別紙9「道路附属物点検サイクル」を基本に実施す

るものとするが、令和7年度までの実績を参考とし、相武国道事務所管内の全灯数を事業者の責により点検対象箇所、年間点検数量及び点検頻度を定めることができるものとする。

エ 附属物点検は高所作業車を使用し行うものとする。

オ 点検に際し、他工事との打合せ調整を図り施工するものとする。

カ 緊急を有する損傷を発見した場合は、すみやかに関東地方整備局に報告するものとする。

キ 年度当りの当初数量は下記を参考値とする。

※附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）は、国土交通省ホームページ（<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html>）に掲載している。

（参考値）年度当り

名称	規格	単位	数量	備考
電工		人	200	
普通作業員		人	200	
高所作業車	直伸式 12m×200kg×2名	h	800	
トラック	普通 2t 積	h	800	
普通作業員		人	20	報告書作成

- ② 作業区分は、昼間作業とする。ただし、作業区分に変更を要する場合は関東地方整備局と協議するものとする。（別紙8「設備維持業務 業務区分表」）

3 照明維持

（1）一般事項

道路照明灯の補修作業について、本施設の不点灯その他の不具合について関東地方整備局の指示により行う作業で、随時当該道路照明を補修または交換するものとする。

（2）要求水準

① 道路照明灯の補修作業

ア 照明器具及び不点灯器具の補修（作業区分：夜間作業）

また、照明器具の補修に合わせ、他の照明灯不点確認を行うこと。

イ 応急補修作業（緊急時の危険回避（応急措置等）及び障害箇所の応急処理等を行うもの）（作業区分：夜間作業）

なお、緊急時の危険回避（応急措置等）とは通行車両または通行人等へ被害が及ぶことが予想される場合の規制等、障害箇所の応急処理とは応急的な点灯を可

能とする場合等をいう。

ウ その他関東地方整備局の指示する作業（作業区分：昼間作業）

エ 作業区分は、別紙 8「設備維持業務 業務区分表」を参照。

オ 夜間作業における道路使用許可の時間帯は、21 時～6 時を見込んでいる。ただし、可能な限り昼間作業の実施を検討すること。上記区分を変更する場合は関東地方整備局と協議するものとする。

- ② 補修作業における年度当りの当初数量は下記を参考値として見込んでおり、設計変更の対象とする。

（参考値）年度当り （令和 9 年度）

名称	規格	単位	数量	備考
電工		人	58	夜間作業
普通作業員		人	29	
高所作業車	直伸式 12m×200kg× 2 名	h	105	
トラック	普通 2 t 積	h	322	

年度当り （令和 1 0 年度）

名称	規格	単位	数量	備考
電工		人	30	夜間作業
普通作業員		人	15	
高所作業車	直伸式 12m×200kg× 2 名	h	54	
トラック	普通 2 t 積	h	170	

年度当り （令和 1 1 年度～令和 2 3 年度）

名称	規格	単位	数量	備考
電工		人	10	夜間作業
普通作業員		人	5	
高所作業車	直伸式 12m×200kg× 2 名	h	16	
トラック	普通 2 t 積	h	59	

- ③ 補修作業において使用する材料は、別紙 10「使用材料表」のとおり見込んでいるが、補修作業に伴い使用材料に変更が生じた場合は、関東地方整備局に報告し、設計変更の対象とする。

4 道路照明台帳更新・管理

道路照明台帳に変更を生じる作業を行った場合は直ちに、既存の道路照明台帳への追記または用紙の差し替え等を行うものとする。

記入要領等の詳細については、関東地方整備局の指示によるものとする。

5 照明修繕

(1) 一般事項

関東地方整備局の指示により、直ちに道路照明灯の損傷復旧等による照明灯設置などを行うものとする。

(2) 要求水準

- ① 作業区分については、関東地方整備局が指示するものとする。(別紙8「設備維持業務 業務区分表」)
- ② 作業完了後、関東地方整備局へ報告し、設計変更の対象とする。
- ③ 修繕作業に伴う現場発生品については、以下に示すとおり運搬するものとする。

管轄	品名	引渡場所
国道 16 号	支柱、灯具等	御殿峠資材置場
国道 20 号	支柱、灯具等	石田大橋資材置場

別紙１ 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

用語	定義
新設ＬＥＤ道路照明	設備更新業務によりＬＥＤ化が完了した道路照明をいう。なお、設備維持業務による照明修繕によって未ＬＥＤ道路照明がＬＥＤ化された場合、当該ＬＥＤ化された照明は、新設ＬＥＤ道路照明とみなす。
未ＬＥＤ道路照明	本施設のうち本事業締結時点においてまだＬＥＤ化されていない道路照明をいい、その構成は要求水準書による。
ＰＦＩ法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
各業務	設備更新業務、工事監理業務及び設備維持業務をいう。
既設ＬＥＤ道路照明	本施設のうち本事業の契約締結時点でＬＥＤ化されている道路照明をいう。
工事監理業務	本施設の設備更新業務に対する工事監理に係る業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書による。
交通管理者	交通規制標識・信号機等の道路利用者の通行管理を行う者（警察）をいう。
事業期間	本事業の契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず契約が終了した日又は令和 24 年 3 月末のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
事業計画書	構成員が本事業の入札手続において発注者に提出した本事業の実施に係る提案書類一式をいい、内容の明確化にあたり、発注者及び事業者が本契約の締結までに確認した事項を含む。
事業者	（※ＳＰＣ を設立する場合） 基本協定書に基づいて構成員が本事業の実施のみを目的として会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立した新会社をいう。 （※ＳＰＣ を設立しない場合） 落札者の代表企業をいう。
事業年度	事業期間中の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間とし、初年度については、事業者の設立日から最初に到来する 3 月 31 日までとする。
所有権移転	新設ＬＥＤ道路照明の所有権を国に移転させる業務をいい、その業務内容の詳細については要求水準書による。
設計図書	入札公告時に発注者が入札参加者に対して示した入札説明書等のうち、本施設の設計に係る一切の書類をいう。
設備維持業務	本施設の性能及び機能を適正に維持管理・修繕するために必要な業務をいい、道路付属物点検、照明維持、道路照明台帳更新・管理及び照明修繕からなり、その業務内容

用語	定義
	の詳細については要求水準書による
設備更新業務	未ＬＥＤ道路照明をＬＥＤ化する工事をいい、現地調査業務、ＬＥＤ道路照明灯具調達業務、未ＬＥＤ道路照明のＬＥＤ道路照明への設備更新、撤去した未ＬＥＤ道路照明の収集運搬・産業廃棄物処分及び道路照明台帳更新業務からなり、その業務内容の詳細については要求水準書による。
不可抗力	天災その他の自然的又は人為的な事象であって、発注者及び事業者のいずれにもその責めを帰すことの出来ない事由（経験ある発注者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。
法令等	法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
法令等の変更等	本事業の契約の締結時点における既存の法令等の変更若しくは廃止又は新たな法令等の新設をいう。
本事業	事業契約書等及びＰＦＩ法に基づいて実施する相武国道事務所管内道路照明施設整備等ＰＦＩ事業をいう。
本施設	本事業の契約に基づいて事業者が各業務を実施する、要求水準書にて特定される道路照明をいい、既設ＬＥＤ道路照明、設備更新完了前の未ＬＥＤ道路照明及び設備更新完了後の新設ＬＥＤ道路照明をいう。
要求水準	事業契約、要求水準書及び事業計画書に定める発注者が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める水準をいう。なお、事業計画書に記載された提案内容が要求水準書に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。

別紙2 事業対象区域図



別紙 3 道路照明一覽表

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

No.	管理番号	品名	原産地	地区区分	取引先		仕入		取引先					備考
					No.	品名	仕入	仕入	仕入	仕入	仕入	仕入		
484	0000111	2000	Y	東京都	000	0000111	000	0000111	000	0000111	000	0000111	000	0000111
485	0000112	2000	Y	東京都	000	0000112	000	0000112	000	0000112	000	0000112	000	0000112
486	0000113	2000	Y	東京都	000	0000113	000	0000113	000	0000113	000	0000113	000	0000113
487	0000114	2000	Y	東京都	000	0000114	000	0000114	000	0000114	000	0000114	000	0000114
488	0000115	2000	Y	東京都	000	0000115	000	0000115	000	0000115	000	0000115	000	0000115
489	0000116	2000	Y	東京都	000	0000116	000	0000116	000	0000116	000	0000116	000	0000116
490	0000117	2000	Y	東京都	000	0000117	000	0000117	000	0000117	000	0000117	000	0000117
491	0000118	2000	Y	東京都	000	0000118	000	0000118	000	0000118	000	0000118	000	0000118
492	0000119	2000	Y	東京都	000	0000119	000	0000119	000	0000119	000	0000119	000	0000119
493	0000120	2000	Y	東京都	000	0000120	000	0000120	000	0000120	000	0000120	000	0000120
494	0000121	2000	Y	東京都	000	0000121	000	0000121	000	0000121	000	0000121	000	0000121
495	0000122	2000	Y	東京都	000	0000122	000	0000122	000	0000122	000	0000122	000	0000122
496	0000123	2000	Y	東京都	000	0000123	000	0000123	000	0000123	000	0000123	000	0000123
497	0000124	2000	Y	東京都	000	0000124	000	0000124	000	0000124	000	0000124	000	0000124
498	0000125	2000	Y	東京都	000	0000125	000	0000125	000	0000125	000	0000125	000	0000125
499	0000126	2000	Y	東京都	000	0000126	000	0000126	000	0000126	000	0000126	000	0000126
500	0000127	2000	Y	東京都	000	0000127	000	0000127	000	0000127	000	0000127	000	0000127
501	0000128	2000	Y	東京都	000	0000128	000	0000128	000	0000128	000	0000128	000	0000128
502	0000129	2000	Y	東京都	000	0000129	000	0000129	000	0000129	000	0000129	000	0000129
503	0000130	2000	Y	東京都	000	0000130	000	0000130	000	0000130	000	0000130	000	0000130
504	0000131	2000	Y	東京都	000	0000131	000	0000131	000	0000131	000	0000131	000	0000131
505	0000132	2000	Y	東京都	000	0000132	000	0000132	000	0000132	000	0000132	000	0000132
506	0000133	2000	Y	東京都	000	0000133	000	0000133	000	0000133	000	0000133	000	0000133
507	0000134	2000	Y	東京都	000	0000134	000	0000134	000	0000134	000	0000134	000	0000134
508	0000135	2000	Y	東京都	000	0000135	000	0000135	000	0000135	000	0000135	000	0000135
509	0000136	2000	Y	東京都	000	0000136	000	0000136	000	0000136	000	0000136	000	0000136
510	0000137	2000	Y	東京都	000	0000137	000	0000137	000	0000137	000	0000137	000	0000137
511	0000138	2000	Y	東京都	000	0000138	000	0000138	000	0000138	000	0000138	000	0000138
512	0000139	2000	Y	東京都	000	0000139	000	0000139	000	0000139	000	0000139	000	0000139
513	0000140	2000	Y	東京都	000	0000140	000	0000140	000	0000140	000	0000140	000	0000140
514	0000141	2000	Y	東京都	000	0000141	000	0000141	000	0000141	000	0000141	000	0000141
515	0000142	2000	Y	東京都	000	0000142	000	0000142	000	0000142	000	0000142	000	0000142
516	0000143	2000	Y	東京都	000	0000143	000	0000143	000	0000143	000	0000143	000	0000143
517	0000144	2000	Y	東京都	000	0000144	000	0000144	000	0000144	000	0000144	000	0000144
518	0000145	2000	Y	東京都	000	0000145	000	0000145	000	0000145	000	0000145	000	0000145
519	0000146	2000	Y	東京都	000	0000146	000	0000146	000	0000146	000	0000146	000	0000146
520	0000147	2000	Y	東京都	000	0000147	000	0000147	000	0000147	000	0000147	000	0000147
521	0000148	2000	Y	東京都	000	0000148	000	0000148	000	0000148	000	0000148	000	0000148
522	0000149	2000	Y	東京都	000	0000149	000	0000149	000	0000149	000	0000149	000	0000149
523	0000150	2000	Y	東京都	000	0000150	000	0000150	000	0000150	000	0000150	000	0000150
524	0000151	2000	Y	東京都	000	0000151	000	0000151	000	0000151	000	0000151	000	0000151
525	0000152	2000	Y	東京都	000	0000152	000	0000152	000	0000152	000	0000152	000	0000152
526	0000153	2000	Y	東京都	000	0000153	000	0000153	000	0000153	000	0000153	000	0000153
527	0000154	2000	Y	東京都	000	0000154	000	0000154	000	0000154	000	0000154	000	0000154
528	0000155	2000	Y	東京都	000	0000155	000	0000155	000	0000155	000	0000155	000	0000155
529	0000156	2000	Y	東京都	000	0000156	000	0000156	000	0000156	000	0000156	000	0000156
530	0000157	2000	Y	東京都	000	0000157	000	0000157	000	0000157	000	0000157	000	0000157
531	0000158	2000	Y	東京都	000	0000158	000	0000158	000	0000158	000	0000158	000	0000158
532	0000159	2000	Y	東京都	000	0000159	000	0000159	000	0000159	000	0000159	000	0000159
533	0000160	2000	Y	東京都	000	0000160	000	0000160	000	0000160	000	0000160	000	0000160
534	0000161	2000	Y	東京都	000	0000161	000	0000161	000	0000161	000	0000161	000	0000161
535	0000162	2000	Y	東京都	000	0000162	000	0000162	000	0000162	000	0000162	000	0000162
536	0000163	2000	Y	東京都	000	0000163	000	0000163	000	0000163	000	0000163	000	0000163
537	0000164	2000	Y	東京都	000	0000164	000	0000164	000	0000164	000	0000164	000	0000164
538	0000165	2000	Y	東京都	000	0000165	000	0000165	000	0000165	000	0000165	000	0000165
539	0000166	2000	Y	東京都	000	0000166	000	0000166	000	0000166	000	0000166	000	0000166
540	0000167	2000	Y	東京都	000	0000167	000	0000167	000	0000167	000	0000167	000	0000167
541	0000168	2000	Y	東京都	000	0000168	000	0000168	000	0000168	000	0000168	000	0000168
542	0000169	2000	Y	東京都	000	0000169	000	0000169	000	0000169	000	0000169	000	0000169
543	0000170	2000	Y	東京都	000	0000170	000	0000170	000	0000170	000	0000170	000	0000170
544	0000171	2000	Y	東京都	000	0000171	000	0000171	000	0000171	000	0000171	000	0000171
545	0000172	2000	Y	東京都	000	0000172	000	0000172	000	0000172	000	0000172	000	0000172
546	0000173	2000	Y	東京都	000	0000173	000	0000173	000	0000173	000	0000173	000	0000173
547	0000174	2000	Y	東京都	000	0000174	000	0000174	000	0000174	000	0000174	000	0000174
548	0000175	2000	Y	東京都	000	0000175	000	0000175	000	0000175	000	0000175	000	0000175
549	0000176	2000	Y	東京都	000	0000176	000	0000176	000	0000176	000	0000176	000	0000176
550	0000177	2000	Y	東京都	000	0000177	000	0000177	000	0000177	000	0000177	000	0000177
551	0000178	2000	Y	東京都	000	0000178	000	0000178	000	0000178	000	0000178	000	0000178
552	0000179	2000	Y	東京都	000	0000179	000	0000179	000	0000179	000	0000179	000	0000179
553	0000180	2000	Y	東京都	000	0000180	000	0000180	000	0000180	000	0000180	000	0000180
554	0000181	2000	Y	東京都	000	0000181	000	0000181	000	0000181	000	0000181	000	0000181
555	0000182	2000	Y	東京都	000	0000182	000	0000182	000	0000182	000	0000182	000	0000182
556	0000183	2000	Y	東京都	000	0000183	000	0000183	000	0000183	000	0000183	000	0000183
557	0000184	2000	Y	東京都	000	0000184	000	0000184	000	0000184	000	0000184	000	0000184
558	0000185	2000	Y	東京都	000	0000185	000	0000185	000	0000185	000	0000185	000	0000185
559	0000186	2000	Y	東京都	000	0000186	000	0000186	000	0000186	000	0000186	000	0000186
560	0000187	2000	Y	東京都	000	0000187	000	0000187	000	0000187	000	0000187	000	0000187
561	0000188	2000	Y	東京都	000	0000188	000	0000188	000	0000188	000	0000188	000	0000188
562	0000189	2000	Y	東京都	000	0000189	000	0000189	000	0000189	000	0000189	000	0000189
563	0000190	2000	Y	東京都	000	0000190	000	0000190	000	0000190	000	0000190	000	0000190
564	0000191	2000	Y	東京都	000	0000191	000	0000191	000	0000191	000	0000191	000	0000191
565	0000192	2000	Y	東京都	000	0000192	000	0000192	000	0000192	000	0000192	000	0000192
566	0000193	2000	Y	東京都	000	0000193	000	0000193	000	0000193	000	00001		

No.	管理番号	品名	原産地	地区区分	製造元		型式		型式2		型式3		型式4		型式5		型式6		型式7		型式8		型式9		型式10		型式11		型式12		型式13		型式14		型式15		型式16		型式17		型式18		型式19		型式20		型式21		型式22		型式23		型式24		型式25		型式26		型式27		型式28		型式29		型式30		型式31		型式32		型式33		型式34		型式35		型式36		型式37		型式38		型式39		型式40		型式41		型式42		型式43		型式44		型式45		型式46		型式47		型式48		型式49		型式50		型式51		型式52		型式53		型式54		型式55		型式56		型式57		型式58		型式59		型式60		型式61		型式62		型式63		型式64		型式65		型式66		型式67		型式68		型式69		型式70		型式71		型式72		型式73		型式74		型式75		型式76		型式77		型式78		型式79		型式80		型式81		型式82		型式83		型式84		型式85		型式86		型式87		型式88		型式89		型式90		型式91		型式92		型式93		型式94		型式95		型式96		型式97		型式98		型式99		型式100		型式101		型式102		型式103		型式104		型式105		型式106		型式107		型式108		型式109		型式110		型式111		型式112		型式113		型式114		型式115		型式116		型式117		型式118		型式119		型式120		型式121		型式122		型式123		型式124		型式125		型式126		型式127		型式128		型式129		型式130		型式131		型式132		型式133		型式134		型式135		型式136		型式137		型式138		型式139		型式140		型式141		型式142		型式143		型式144		型式145		型式146		型式147		型式148		型式149		型式150		型式151		型式152		型式153		型式154		型式155		型式156		型式157		型式158		型式159		型式160		型式161		型式162		型式163		型式164		型式165		型式166		型式167		型式168		型式169		型式170		型式171		型式172		型式173		型式174		型式175		型式176		型式177		型式178		型式179		型式180		型式181		型式182		型式183		型式184		型式185		型式186		型式187		型式188		型式189		型式190		型式191		型式192		型式193		型式194		型式195		型式196		型式197		型式198		型式199		型式200		型式201		型式202		型式203		型式204		型式205		型式206		型式207		型式208		型式209		型式210		型式211		型式212		型式213		型式214		型式215		型式216		型式217		型式218		型式219		型式220		型式221		型式222		型式223		型式224		型式225		型式226		型式227		型式228		型式229		型式230		型式231		型式232		型式233		型式234		型式235		型式236		型式237		型式238		型式239		型式240		型式241		型式242		型式243		型式244		型式245		型式246		型式247		型式248		型式249		型式250		型式251		型式252		型式253		型式254		型式255		型式256		型式257		型式258		型式259		型式260		型式261		型式262		型式263		型式264		型式265		型式266		型式267		型式268		型式269		型式270		型式271		型式272		型式273		型式274		型式275		型式276		型式277		型式278		型式279		型式280		型式281		型式282		型式283		型式284		型式285		型式286		型式287		型式288		型式289		型式290		型式291		型式292		型式293		型式294		型式295		型式296		型式297		型式298		型式299		型式300		型式301		型式302		型式303		型式304		型式305		型式306		型式307		型式308		型式309		型式310		型式311		型式312		型式313		型式314		型式315		型式316		型式317		型式318		型式319		型式320		型式321		型式322		型式323		型式324		型式325		型式326		型式327		型式328		型式329		型式330		型式331		型式332		型式333		型式334		型式335		型式336		型式337		型式338		型式339		型式340		型式341		型式342		型式343		型式344		型式345		型式346		型式347		型式348		型式349		型式350		型式351		型式352		型式353		型式354		型式355		型式356		型式357		型式358		型式359		型式360		型式361		型式362		型式363		型式364		型式365		型式366		型式367		型式368		型式369		型式370		型式371		型式372		型式373		型式374		型式375		型式376		型式377		型式378		型式379		型式380		型式381		型式382		型式383		型式384		型式385		型式386		型式387		型式388		型式389		型式390		型式391		型式392		型式393		型式394		型式395		型式396		型式397		型式398		型式399		型式400		型式401		型式402		型式403		型式404		型式405		型式406		型式407		型式408		型式409		型式410		型式411		型式412		型式413		型式414		型式415		型式416		型式417		型式418		型式419		型式420		型式421		型式422		型式423		型式424		型式425		型式426		型式427		型式428		型式429		型式430		型式431		型式432		型式433		型式434		型式435		型式436		型式437		型式438		型式439		型式440		型式441		型式442		型式443		型式444		型式445		型式446		型式447		型式448		型式449		型式450		型式451		型式452		型式453		型式454		型式455		型式456		型式457		型式458		型式459		型式460		型式461		型式462		型式463		型式464		型式465		型式466		型式467		型式468		型式469		型式470		型式471		型式472		型式473		型式474		型式475		型式476		型式477		型式478		型式479		型式480		型式481		型式482		型式483		型式484		型式485		型式486		型式487		型式488		型式489		型式490		型式491		型式492		型式493		型式494		型式495		型式496		型式497		型式498		型式499		型式500		型式501		型式502		型式503		型式504		型式505		型式506		型式507		型式508		型式509		型式510		型式511		型式512		型式513		型式514		型式515		型式516		型式517		型式518		型式519		型式520		型式521		型式522		型式523		型式524		型式525		型式526		型式527		型式528		型式529		型式530		型式531		型式532		型式533		型式534		型式535		型式536		型式537		型式538		型式539		型式540		型式541		型式542		型式543		型式544		型式545		型式546		型式547		型式548		型式549		型式550		型式551		型式552		型式553		型式554		型式555		型式556		型式557		型式558		型式559		型式560		型式561		型式562		型式563		型式564		型式565		型式566		型式567		型式568		型式569		型式570		型式571		型式572		型式573		型式574		型式575		型式576		型式577		型式578		型式579		型式580		型式581		型式582		型式583		型式584		型式585		型式586		型式587		型式588		型式589		型式590		型式591		型式592		型式593		型式594		型式595		型式596		型式597		型式598		型式599		型式600		型式601		型式602		型式603		型式604		型式605		型式606		型式607		型式608		型式609		型式610		型式611		型式612		型式613		型式614		型式615		型式616		型式617		型式618		型式619		型式620		型式621		型式622		型式623		型式624		型式625		型式626		型式627		型式628		型式629		型式630		型式631		型式632		型式633		型式634		型式635		型式636		型式637		型式638		型式639		型式640		型式641		型式642		型式643		型式644		型式645		型式646		型式647		型式648		型式649		型式650		型式651		型式652		型式653		型式654		型式655		型式656		型式657		型式658		型式659		型式660		型式661		型式662		型式663		型式664		型式665		型式666		型式667		型式668		型式669		型式670		型式671		型式672		型式673		型式674		型式675		型式676		型式677		型式678		型式679		型式680		型式681		型式682		型式683		型式684		型式685		型式686		型式687		型式688		型式689		型式690		型式691		型式692		型式693		型式694		型式695		型式696		型式697		型式698		型式699		型式700		型式701		型式702		型式703		型式704		型式705		型式706		型式707		型式708		型式709		型式710		型式711		型式712		型式713		型式714		型式715		型式716		型式717		型式718		型式719		型式720		型式721		型式722		型式723		型式724		型式725		型式726		型式727		型式728		型式729		型式730		型式731		型式732		型式733		型式734		型式735		型式736		型式737		型式738		型式739		型式740		型式741		型式742		型式743		型式744		型式745		型式746		型式747		型式748		型式749		型式750		型式751		型式752		型式753		型式754		型式755		型式756		型式757		型式758		型式759		型式760		型式761		型式762		型式763		型式764		型式765		型式766		型式767		型式768		型式769		型式770		型式771		型式772		型式773		型式774		型式775		型式776		型式777		型式778		型式779		型式780		型式781		型式782		型式783		型式784		型式785		型式786		型式787		型式788		型式789		型式790		型式791		型式792		型式793		型式794		型式795		型式796		型式797		型式798		型式799		型式800		型式801		型式802		型式803		型式804		型式805		型式806		型式807		型式808		型式809		型式810		型式811		型式812		型式813		型式814		型式815		型式816		型式817		型式818		型式819		型式820		型式821		型式822		型式823		型式824		型式825		型式826		型式827		型式828		型式829		型式830		型式831		型式832		型式833		型式834		型式835		型式836		型式837		型式838		型式839		型式840		型式841		型式842		型式843		型式844		型式845		型式846		型式847		型式848		型式849		型式850		型式851		型式852		型式853		型式854		型式855		型式856		型式857		型式858		型式859		型式860		型式861		型式862		型式863		型式864		型式865		型式866		型式867		型式868		型式869		型式870		型式871		型式872		型式873		型式874		型式875		型式876		型式877		型式878		型式879		型式880		型式881		型式882		型式883		型式884		型式885		型式886		型式887		型式888		型式889		型式890		型式891		型式892		型式893		型式894		型式895		型式896		型式897		型式898		型式899		型式900		型式901		型式902		型式903		型式904		型式905		型式906		型式907		型式908		型式909		型式910		型式911		型式912		型式913		型式914		型式915		型式916		型式917		型式918		型式919		型式920		型式921		型式922		型式923		型式924		型式925		型式926		型式927		型式928		型式929		型式930		型式931		型式932		型式933		型式934		型式935		型式936		型式937		型式938		型式939		型式940		型式941		型式942		型式943		型式944		型式945		型式946		型式947		型式948		型式949		型式950		型式951		型式952		型式953		型式954		型式955		型式956		型式957		型式958		型式959		型式960		型式961		型式962		型式963		型式964		型式965		型式966		型式967		型式968		型式969		型式970		型式971		型式972		型式973		型式974		型式975		型式976		型式977		型式978		型式979		型式980		型式981		型式982		型式983		型式984		型式985		型式986		型式987		型式988		型式989		型式990		型式991		型式992		型式993		型式994		型式995		型式996		型式997		型式998		型式999		型式1000		型式1001		型式1002		型式1003		型式1004		型式1005		型式1006		型式1007		型式1008		型式1009		型式1010		型式1011		型式1012		型式1013		型式1014		型式1015		型式1016		型式1017		型式1018		型式1019		型式1020		型式1021		型式1022		型式1023		型式1024		型式1025		型式1026		型式1027		型式1028		型式1029		型式1030		型式1031		型式1032		型式1033	
-----	------	----	-----	------	-----	--	----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--

No.	管理番号	品名	原産地	地区区分	製造元		光源		照射回数					備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					製造元	件数	V/V	型式1	型式2	灯員1	灯員2	灯員3	灯員4		灯員5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
5462	54620001	2500	上	製造所	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	20

[illegible]

別紙 4 情報取扱者名簿及び情報管理体制図

提出日 令和 年 月 日

①情報取扱者名簿（情報取扱者は本事業の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。こと。（※1））

		氏名	住所 (※5)	生年月日 (※5)	会社名・所属部署	役職
情報管理責任者 (※2)	A					
情報取扱管理者 (※3)	B					
	C					
業務従事者 (※4)	D					
	E					
再委託先	F					

（※1）受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注者間で協議すること。

（※2）本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

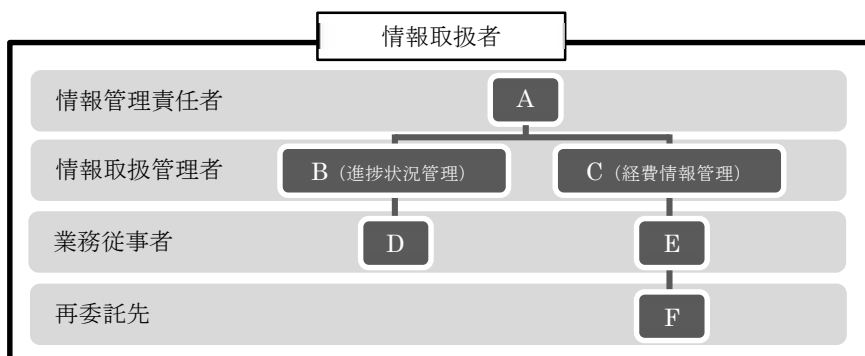
（※3）本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※4）本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※5）住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の記載に代えることができる。ただし、担当部局の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。なお、報告の方法については受発注者間で協議して決定することができる。

②情報管理体制図

（例）



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。

③その他

- ・ 社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。なお、国際規格等に基づき適切に情報管理が行われていることが確認できる場合においては、その認証書等（写しを含む）で代用することができる。

記載内容確認のため、必要に応じ追加で資料の提出を求める場合がある。

別紙 5 証明書

証明書

業務名：相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業

受注業者：_____

証 明 者：_____ 印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先 1：_____

連絡先 2：_____

（※証明者については、「主任（監理）技術者」又は「管理技術者」が行うものとする。）

別紙6 工事関係書類一覧表

工 事 関 係 書 類					工事関係書類の 標準様式(案) (様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						工事書類作成の ための事前協議		備 考	
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の役場		発注者	受注者	提出			提示	その他		電子 文	紙 書		
								監督職員 課	契約担当 課	発注担当 課		受注者保管	監督職員 へ 連絡				監督職員 へ 納品
工事 準備 期間	契約 関係	設計図書	1 工事請負契約書	—	—	○								—	○		
			2 共通仕様書	—	—	○								—	○		
			3 特記仕様書	—	—	○								—	○		
			4 発注図書	—	—	○								—	○		
			5 仕様説明書	—	—	○								—	○		
			6 質問図書	—	—	○								—	○		
			7 工事数量総括表	—	—	○								—	○		
	契約関係書類		8 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1		○		○					—	○		
			9 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項	様式-2		○		○					—	○	契約図書で規定された場合に提出する。(工期6ヶ月以上、請負代金総1億円以上対象)	
			10 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3		○		○					—	○		
			11 建設共済金収納書	建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について(H11.3.31付建設省厚労発第22号) 共通仕様書1-1-1-40-5	様式-4		○		○					—	○	提出できない事情がある場合は理由を添付して提出する。	
			12 建設共済金受払簿	建設業退職金共済制度の普及徹底に関する措置について(H11.3.31付建設省厚労発第22号)	—		○			○				—	○	共済証書の購入状況を確認するため、共済証書の受払簿その他関係資料について提出を求めることがある。	
			13 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5		○		○					—	○		
			14 VE提案書(契約後VE時)	契約後VE方式の試行に係る手続きについて(H12.3.30付国官地第24号、国官技第79号、国官計第81号)	様式-6		○		○					—	○	契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
	その他		15 登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5	—		○			○						受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ提示する。(旧称:工事カルテ受領書)	
			16 品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-8-(5)	様式-7		○	○								契約図書で規定された場合に提出する。 (注)2部提出(押印後、1部返却)	
			再生資源利用計画書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書1-1-1-18-4	—		○		○							該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			再生資源利用促進計画書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-1-18-5	—		○		○							該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	—	○											
	工事 準備 期間	1 施工 計画	① 施工 計画	20 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—		○	○							工期や数量のわずかな変更等、軽微な変更の場合には変更施工計画書の提出は不要。	
				21 総合評価計画書	総合評価方式の実施について(H12.9.20付建設省厚労発第30号)	—		○	○							総合評価方式を適用して契約した場合に提出する。	
				22 ISO9001品質計画書	工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて(H16.3.1付国地発第21号、国官技第117号、国官計第65号)	—		○	○								
				設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○	○							契約書18条第1項1～5号に該当する事実があった場合のみ提出する。 (契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)	
				設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実がない場合)		—		○			○					契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)は提示とする。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)	

工 事 関 係 書 類					工事関係書類の 標準様式(案) (様式№)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						工事書類作成の ための事前協議		備 考	
作成 時期	種 別		No.	書 類 名 称		書類作成の根拠	発注者	受注者	提出			提示	その他		電子 ☆		紙 ◎
									監督職員	契約担当 課	発注担当 課		監督職員 へ 送附	監督職員 へ 納品			
工事着手前	工事書類	2 施工体制	② 施工体制	25 工事測量成果表(既設BM及び多角点の 設置)	共通仕様書1-1-1-37-1	—	○	○									
				26 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異あり)		—	○	○								設計図書と差異があった場合のみ提出する。	
				27 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と一致)		—	○				○					設計図書と一致している場合は提示とする。	
		28 施工体制台帳	施工体制台帳に係る書類の提出 について(H13.3.30付国官技第70 号、国官技第30号、国産技第112 号、国産技第68号) 共通仕様書1-1-1-10-1	様式-8		○	○										
		29 施工体制図	施工体制台帳に係る書類の提出 について(H13.3.30付国官技第70 号、国官技第30号、国産技第112 号、国産技第68号) 共通仕様書1-1-1-10-2	様式-8		○	○										
施工中	工事書類	3 施工状況	③ 施工管理	30 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9	○										
				31 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○	○								
				32 工事打合せ簿(承認)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○	○								
				33 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○	○								
				34 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○	○								
				35 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9		○	○								
				関係機関協議資料 (許可後の資料)	共通仕様書1-1-1-35-3	—		○			○						許可後の資料については提示とする。 ただし、監督職員から請求があった場合は提出する。
				近隣協議資料	共通仕様書1-1-1-35	—		○			○						監督職員から請求があった場合は提出する。
				38 材料確認書	共通仕様書2-1-2-1	様式-10		○	○								設計図書で指定した材料がある場合に提出する。
				39 材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—		○			○						設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工 事 関 係 書 類					工事関係書類の 標準様式(案) (様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						工事書類作成の ための事前協議		備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の場面		発注者	受注者	提出			提示	その他		電子 ☆	紙 ◎	
								監督職員	契約担当 員	発注担当 員	受注者保管	監督職員 (連絡)	監督職員 (納品)			
	④ 安全 管理	40	段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-6	様式-11		○	○								・契約図書で規定された場合のみ提出する。 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(受注者が作成する出来形管理図表に、確認した実施値を半書きで記入する) ・監督職員又は現場技術員が現場で段階確認した場合の状況写真は不要。 ・監督職員又は現場技術員が現場で段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
		41	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-6-1	様式-12		○	○								契約図書で規定された場合のみ提出する。
		42	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-36-2	—		○					○				口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより連絡する。 ただし、概通上の工事を行う場合は提出する。
		43	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-26-10	—		○			○						実施した内容について提示する。
		44	工事事故連絡	共通仕様書1-1-1-29	様式-13		○	○				○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
		45	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-29	—		○	○								事故報告書はBAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
		⑤ 工程 管理	46	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	様式-14		○	○							工程の進捗状況を把握するため、実施工程表について提示を求めることがある。
		⑥ 出来 形 管理	47	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-6	様式-31		○			○					施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。
			48	出来形数量計算書	共通仕様書3-1-1-7-2	—		○	○							
		⑦ 品質 管理	49	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-6	様式-32		○			○					
50	材料品質証明資料		共通仕様書2-1-2-1	—		○	○								設計図書で指定した材料がある場合に提出する	
⑧ 契約 関係 書類	中間納金	51	認定請求書	工事請負契約書第34条4項	様式-15		○		○				—	◎		
		52	請求書(中間納金)	工事請負契約書第34条3項	様式-5		○		○					—	◎	
	完済部分 検査	53	指定部分完成通知書	工事請負契約書第38条1項	様式-16		○		○					—	◎	
		54	指定部分引渡書	工事請負契約書第38条1項	様式-17		○		○					—	◎	
		55	請求書(指定部分完済金)	工事請負契約書第38条1項	様式-5		○		○					—	◎	
		56	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	様式-18		○		○					—	◎	
	既済部分 検査	57	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第37条2項	様式-19		○		○					—	◎	
		58	出来高内訳書	工事請負契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-21-2	様式-18		○		○					—	◎	
	修 補	59	請求書(部分払金)	工事請負契約書第37条5項	様式-5		○		○					—	◎	
		60	修補完了報告書	工事請負契約書第31条1項	様式-20		○	○						—	◎	
支 給	61	修補完了届	工事請負契約書第31条6項	様式-21		○		○					—	◎		
	部分使用	62	部分使用承諾書	工事請負契約書第33条1項	様式-22		○		○				—	◎	部分使用がある場合に提出する。	
	工期延長	63	工期延長届	工事請負契約書第21条	様式-23		○		○				—	◎	工期の延長を請求する場合に提出する。	
	64	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○		○					—	◎	支給品を受領した場合に提出する。	

工 事 関 係 書 類					工事関係書類の 標準様式(案) (様式No)	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						工事書類作成の ための事前協議		備 考	
作成 時期	種 別	No	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	提出			提示	その他		電子 ☆	紙 ◎		
								監督職員	契約担当 課	発注担当 課		受注者保管	監督職員 へ 連絡				監督職員 へ 納品
工事 完成時	支給材料・ 貨物品 建設機械	65	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-16-3	様式-25		○		○					—	◎	支給品を受領した場合に提出する。	
		66	建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-5-2	様式-26		○		○					—	◎	建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		67	建設機械借入書	工事採算契約書第15条3項	様式-27		○		○					—	◎	建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		68	建設機械返納書	工事採算契約書第15条3項	様式-27		○		○					—	◎	建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		69	現場発生品類書	共通仕様書1-1-1-17	様式-28		○		○					—	◎	現場発生品がある場合に提出する。	
	その他	70	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書2-1-1-6-3	—		○		○					—	◎	中間技術検査、既設部分検査等の際に提出する。	
		71	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-18-2	—		○				○					産業廃棄物を搬出した場合に提示する。	
		72	新技術活用関係資料	公共工事等における新技術活用の 促進について(H22.2.5付国書第 277号、国書技第298号) 共通仕様書1-1-1-12-6	—		○			○						新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事 施工する場合に提出する。	
	工 事 完 成 後	契約関係書類	73	完成通知書	工事採算契約書第31条1項	様式-29		○		○					◎		
			74	引渡書	工事採算契約書第31条4項	様式-30		○		○					◎		
75			請求書(完成代金)	工事採算契約書第32条1項	様式-5		○		○					◎			
工事書類		76	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式-31		○		○								施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。
		77	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-8	様式-32		○		○								施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置が分かるように略図を記載する。
		78	品質証明書	共通仕様書3-5-1-8-1(1)	様式-33		○		○								契約図書で規定された場合に提出する。
		79	工事写真	共通仕様書1-1-1-23-8	—		○		○					☆	—		工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。(紙の 工事写真等は提出不要)
		80	総合評価実施報告書	総合評価実施方式の実施に付いて (H19.3.20付建設省厚労発第30 号)	—		○		○								総合評価実施方式を適用して契約した場合に提出する。
		81	イメージアップの実施状況	土木採算工事におけるイメージ アップ経営の推進(案) (H19.3.29付国書技第354号)	—		○		○								イメージアップ対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計 画書に含め提出するとともに、実施状況について工事写真に含め提出す る。
		82	創世工夫・社会性等に関する実施状況 (検証資料)	共通仕様書3-1-1-16	様式-34		○		○								創世工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。
工事完成図書	83	工事完成図	共通仕様書1-1-1-19 共通仕様書3-1-1-9	—		○							○	☆	◎	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び 紙の成果品で納品する。	
	84	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-9	—		○								○	☆	◎	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、電子成果品及び 紙の成果品で納品する。
その他	85	再生資源利用実況書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書1-1-1-18-6	—		○			○								該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作 成して提出する。
	86	再生資源利用促進実況書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-1-18-6	—		○			○								該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより 作成して提出する。
工 事 後	その他	87	低入札価格調査 (開標工事費等経費費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-12-5-(3)	—		○		○					—	◎	「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に 提出する。	

別紙 7 品質証明書

品質証明書

工事名：_____

品質証明記事				
品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記事

社内検査した結果、事業契約書、図面、要求水準書その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所 _____
氏名 _____ 印

別紙 8 設備維持業務 業務区分表

業務区分	作業内容	作業区分
道路附属物点検	点検要領に基づき計画的に点検対象物の点検を行う	昼間作業
照明維持	照明器具及び不点灯器具の補修	夜間作業
	応急復旧作業（緊急時の危険回避及び障害箇所の応急措置）	夜間作業
照明修繕	道路照明灯の損傷復旧（交通事故）	24 時間 365 日

別紙 9 道路附属物点検サイクル

年度	点検箇所				年度別 合計(基)	備考
	国道16号		国道20号			
	範囲	灯数(基)	範囲	灯数(基)		
R3	16号バイパス 38.01kp～44.00kp	404	43.75kp～52.81kp	583	987	
R4	39.20kp～52.08kp	622	37.56kp～43.74kp	231	1002	16号バイパスは 旧NEXCO区間
	16号バイパス 33.53kp～38.01kp	149				
R5	52.11kp～58.56kp	464 (50)	52.81kp～72.32kp	1006 (707)	1470 (757)	()内はトンネル照明
R6	16.27kp～26.80kp	578 (136)	19.63kp～28.61kp	407	985 (136)	()内はトンネル照明
R7	28.82～39.18kp	483	28.62kp～37.53kp	397	880	
R8	16号バイパス 38.01kp～44.00kp	404	43.75kp～52.81kp	583	987	
R9	39.20kp～52.08kp	622	37.56kp～43.74kp	231	1002	16号バイパスは 旧NEXCO区間
	16号バイパス 33.53kp～38.01kp	149				
R10	52.11kp～58.56kp	464 (50)	52.81kp～72.32kp	1006 (707)	1470 (757)	()内はトンネル照明
R11	16.27kp～26.80kp	578 (136)	19.63kp～28.61kp	407	985 (136)	()内はトンネル照明
R12	28.82～39.18kp	483	28.62kp～37.53kp	397	880	
R13	16号バイパス 38.01kp～44.00kp	404	43.75kp～52.81kp	583	987	
R14	39.20kp～52.08kp	622	37.56kp～43.74kp	231	1002	16号バイパスは 旧NEXCO区間
	16号バイパス 33.53kp～38.01kp	149				
R15	52.11kp～58.56kp	464 (50)	52.81kp～72.32kp	1006 (707)	1470 (757)	()内はトンネル照明
R16	16.27kp～26.80kp	578 (136)	19.63kp～28.61kp	407	985 (136)	()内はトンネル照明
R17	28.82～39.18kp	483	28.62kp～37.53kp	397	880	
R18	16号バイパス 38.01kp～44.00kp	404	43.75kp～52.81kp	583	987	
R19	39.20kp～52.08kp	622	37.56kp～43.74kp	231	1002	16号バイパスは 旧NEXCO区間
	16号バイパス 33.53kp～38.01kp	149				
R20	52.11kp～58.56kp	464 (50)	52.81kp～72.32kp	1006 (707)	1470 (757)	()内はトンネル照明
R21	16.27kp～26.80kp	578 (136)	19.63kp～28.61kp	407	985 (136)	()内はトンネル照明
R22	28.82～39.18kp	483	28.62kp～37.53kp	397	880	
R23	16号バイパス 38.01kp～44.00kp	404	43.75kp～52.81kp	583	987	

別紙 10 使用材料表

補修 使用材料表 年度当り（令和 9 年度）

名称	規格	単位	数量	備考
LED 道路照明灯具（建電協型）	KCE-50-2	台	4	電源装置含む
LED 道路照明灯具（建電協型）	KCE-100-2	台	20	電源装置含む
LED 道路照明灯具（建電協型）	KCE-150-3	台	20	電源装置含む
LED 道路照明灯具（建電協型）専用ケーブル	直線型ポール用	本	44	
L E D直管蛍光ランプタイプ	FLR-40 相当	個	21	
L E D直管蛍光ランプタイプ	FLR-20 相当	個	18	
分離型自動点滅器	（本体）200V6A	個	11	
分離型自動点滅器	（受台）200V ニップル式	個	2	
分離型自動点滅器	（受台）200V バント式	個	1	

補修 使用材料表 年度当り（令和 1 0 年度）

名称	規格	単位	数量	備考
LED 道路照明灯具（建電協型）	KCE-50-2	台	2	電源装置含む
LED 道路照明灯具（建電協型）	KCE-100-2	台	10	電源装置含む
LED 道路照明灯具（建電協型）	KCE-150-3	台	10	電源装置含む
LED 道路照明灯具（建電協型）専用ケーブル	直線型ポール用	本	22	
L E D直管蛍光ランプタイプ	FLR-40 相当	個	10	
L E D直管蛍光ランプタイプ	FLR-20 相当	個	9	
分離型自動点滅器	（本体）200V6A	個	11	
分離型自動点滅器	（受台）200V ニップル式	個	2	
分離型自動点滅器	（受台）200V バント式	個	1	

補修 使用材料表 年度当り（令和 1 1 年度～令和 2 3 年度）

名称	規格	単位	数量	備考
LED 道路照明灯具（建電協型）	KCE-50-2	台	2	電源装置含む
LED 道路照明灯具（建電協型）	KCE-100-2	台	2	電源装置含む
LED 道路照明灯具（建電協型）	KCE-150-3	台	2	電源装置含む
LED 道路照明灯具（建電協型）専用ケーブル	直線型ポール用	本	6	
L E D直管蛍光ランプタイプ	FLR-40 相当	個	2	
L E D直管蛍光ランプタイプ	FLR-20 相当	個	2	
分離型自動点滅器	（本体）200V6A	個	11	
分離型自動点滅器	（受台）200V ニップル式	個	2	
分離型自動点滅器	（受台）200V バント式	個	1	

別紙 11 遠隔臨場に関する基礎調査様式

●基本情報

工番号	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を利用した項目

No.	遠隔機器 (選択)	工 機 (自由記述)	機 器 (自由記述)	遠隔時間 (自由記述)	遠隔項目 (自由記述)	遠隔理由 (自由記述)	その他事項 (自由記述)
記入例	Web会議	外出先	Webカメラ	10分間	メール	外出先でのWeb会議が実現できなかったため、 - 遠隔機器が不足しており、遠隔機器の設置も困難なため、遠隔 - 遠隔機器が利用できないため、遠隔機器の設置も困難なため、遠隔	
記入例	Web会議	出張先	Webカメラ	出張先で10分	メール	出張先でのWeb会議が実現できなかったため、 - 遠隔機器が不足しており、遠隔機器の設置も困難なため、遠隔	出張先でのWeb会議が実現できなかったため、 - 遠隔機器が不足しており、遠隔機器の設置も困難なため、遠隔

※付が不足する場合は、遠隔機器を追加します。

●遠隔臨場を利用せず、従来の現場巡視とした項目

No.	遠隔機器 (選択)	工 機 (自由記述)	機 器 (自由記述)	遠隔時間 (自由記述)	遠隔項目 (自由記述)	遠隔理由 (自由記述)	その他事項 (自由記述)
記入例	Web会議	出張先	Webカメラ	出張先で10分	メール	出張先でのWeb会議が実現できなかったため、 - 遠隔機器が不足しており、遠隔機器の設置も困難なため、遠隔	

※付が不足する場合は、遠隔機器を追加します。

●遠隔臨場を利用した機器

No.	機器機能 (選択)	遠隔機器システムの名称 (自由記述)	遠隔機器システムのメーカー名 (自由記述)	遠隔機器システムの機能 (自由記述)
記入例	Webカメラ	Webカメラ	Webカメラ	Webカメラ

※付が不足する場合は、遠隔機器を追加します。